

国民健康保険はお互いを助け合う医療保険制度です／ 国民健康保険税は期限までにきちんと納めましょう

■確認のポイント

1. 国保税率
2. 所得が少ない世帯向けの軽減措置
3. 納期限

■国民健康保険制度とは

病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を出し合いお互いを助け合う医療保険制度です。国保を支える貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

■令和5年度 国保税率

	①医療にあてる分	②後期高齢者支援金分	③介護の費用にあてる分 (40歳以上65歳未満)	説明
所得割	6.2%	2.6%	1.8%	被保険者それぞれの前年中の総所得金額から、基礎控除額（前年の合計所得により最高43万円）を差し引いた金額に掛け算します
均等割	35,000円	15,000円	15,000円	被保険者の人数に掛け算します
賦課限度額	65万円	22万円	17万円	計算された額が賦課限度額を超える場合は限度額までの額

■所得が少ない世帯の国保税を軽減します

- ・前年の世帯所得金額が表の基準以下の世帯は、均等割額が軽減されます。
- ・軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です。

■18歳までの被保険者への減税があります

- ・子育て世帯への支援のため、18歳までの被保険者の均等割を5割軽減（減免）します。

■国保税は期限までにきちんと納めましょう

- ・国保税は資格が発生した月からかかります。誕生日・転入日・職場の健康保険を喪失した日などから資格が発生します。
- ・納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。
- ・納税通知書を7月中旬に世帯主へ発送します。年税額、徴収方法を確認し、納期限までに納付してください。

▶特別徴収

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から年6回天引きします。

▶普通徴収

口座振替が原則です。まだ口座振替にしていない方は、お早めに手続きをお願いします。

問 医療保険課 国保年金係

☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

令和5年度の軽減対象となる世帯所得の基準	軽減割合
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	7割
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数	5割
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53万5千円 × 被保険者数	2割

※給与所得者等…次のいずれかの方を指します。

- ①給与所得者（専従者を除く）で収入が55万円超
- ②公的年金等を受給しており、収入が65歳未満で60万円超
- ③公的年金等を受給しており、収入が65歳以上で110万円超
特別控除（15万円）の対象になる方は125万円超

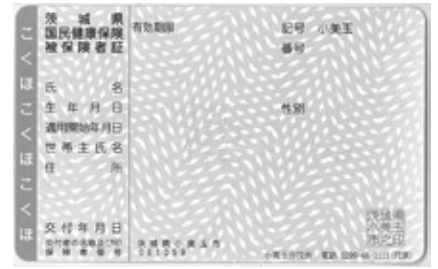
国保税の納期限は年9回です	
第1期	7月 31日(月)
第2期	8月 31日(木)
第3期	10月 2日(月)
第4期	10月 31日(火)
第5期	11月 30日(木)
第6期	12月 25日(月)
第7期	1月 31日(水)
第8期	2月 29日(木)
第9期	4月 1日(月)

8月から国民健康保険証が新しくなります

■ 8月1日から保険証が新しくなります

- ・7月6日(木)頃から簡易書留郵便でお届けします。
- ・届いた保険証はなくさないよう、大切に扱きましょう。

紺色
です



■ 新しい保険証の記載内容を必ず確認してください

- ・保険料の滞納があると、通常より有効期限が短い保険証が発行されます。
- ・旧保険証は、裁断して破棄するか、市役所・各総合支所・出張所まで返還してください。

■ 配達時に不在で受け取れなかったとき

① 問い合わせ先

7月31日(月)まで：石岡郵便局コールセンター ☎ 不在票に記載された電話番号

8月2日(水)以降：医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

② 受け取り方法

受け取り期間	お住まいの地区	受け取り窓口	持ち物
8月2日(水)～4日(金)	全地区	市役所本庁医療保険課	本人確認書類(運転免許証など)か旧保険証 ※別世帯の方が受け取る場合は委任状が必要です
	美野里	市役所本庁医療保険課	
8月7日(月)午後以降	小川	小川総合支所小川総合窓口課	
	玉里	玉里総合支所玉里総合窓口課	

☎ 医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

8月から後期高齢者医療保険の保険証が新しくなります

■ 8月1日から保険証が新しくなります

- ・7月31日(月)までに簡易書留郵便でお届けします。
- ・保険証はなくさないように大切に扱きましょう。

■ 新しい保険証の記載内容を必ず確認してください

- ・保険料の滞納があると、通常より有効期限が短い保険証が発行されます。
- ・紫色の旧保険証は、8月1日以降に裁断し破棄してください。

■ 保険料の初回納期限は令和5年7月31日です

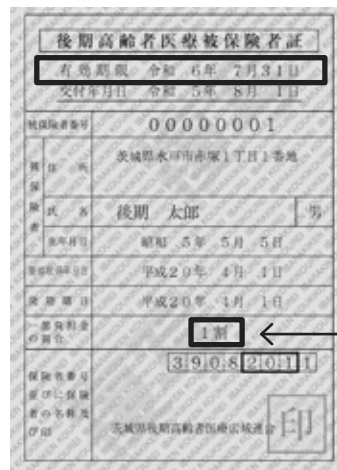
保険料の納め方は、次の2通りあります。

① 普通徴収

- ・納入通知書と納付書を7月中旬に発送します。
- ・納付書か口座振替のいずれかで、納期限までに納付してください。

② 特別徴収

- ・年金から年6回天引きする方法です。
- ・保険料額決定通知書を8月上旬に発送します。
- ・特別徴収が可能な方は、原則として特別徴収が優先されます。



← 有効期限

紺色
です

← 8月からの
負担金の割合

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)

認定証をすでにお持ちで、令和5年度も同一世帯の全員が住民税非課税の方には、保険証と一緒に新しい認定証をお送りします。

■ 限度額適用認定証(水色)

認定証をすでにお持ちで、令和5年度も該当する方には、保険証と一緒に新しい認定証をお送りします。

☎ 医療保険課 医療福祉係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1106・1108)

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が始まります

所得が低いなどの理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請すれば納付が免除・猶予される制度があります。

令和5年度分（7月分から翌年6月分までの国民年金保険料）の免除・納付猶予の申請受付が始まります。

受付 7月3日(月)から

■免除制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が、基準額以下の方が対象

■納付猶予制度

50歳未満で、本人と配偶者の所得が、全額免除の所得基準額以下（下記表参照）の方が対象

■申請窓口

市役所本庁医療保険課

小川総合支所小川総合窓口課

玉里総合支所玉里総合窓口課

※申請日の2年1か月前の月分までさかのぼって免除等を申請できます。令和5年6月以前にも未納期間がある方は、あわせてご相談ください。

■申請に必要なもの

①基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書など）

②【失業者のみ】雇用保険受給資格者証など

【り災者のみ】り災証明書など

※②は該当する審査対象者のみ必要で、その方の所得を除外して免除等審査が行われます。

■免除・納付猶予の種類と違い


	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除	納付猶予	学生納付特例
令和5年度 保険料額	12,390円	8,260円	4,130円	-	-	-
対象者	60歳未満の方				50歳未満の方	学生
年金受給資格 期間に算入	○ <small>※免除後の保険料を納付しなかった場合、免除が無効（未納）になります。</small>			○	○	○
老齢基礎年金額に 反映される割合	$\frac{7}{8}$	$\frac{6}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{4}{8}$	×	×
追納 (後から保険料を納めること)	老齢基礎年金を満額に近づけるために、10年以内であれば追納することができます (3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます)					

■免除となる所得基準額

免除制度の種類	所得基準額の目安
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

問 日本年金機構 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278 (自動音声)
医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1102・1103)

公共下水道の利用できる区域（供用開始区域）を拡大します

7月1日から、花野井、中台、栗又四ヶの一部区域で公共下水道が利用できるようになります。区域の地図は、市ホームページか下水道課 区域地図を見る ▶  ID 009614 で閲覧できます。

公共下水道は、清潔で快適な生活環境を確保し、川や海などの水質を守り地域環境を豊かにするものです。公共下水道の役割を十分にご理解いただき、できるだけ早く下水道に接続しましょう。

■公共下水道への接続は3年以内

公共下水道が利用できるようになった区域は、「くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道に接続しなければならない」と下水道法で定められています。

■受益者負担金とは？

公共下水道が利用できるようになった区域の皆さんに、下水道の建設にかかる費用の一部を負担していただく制度です。

今回、利用できるようになった区域の居住者や土地所有者には、令和5年度から5年間の分割（年4期）か、一括で受益者負担金を納付していただきます。市指定の取扱金融機関の預貯金口座から口座振替で納付できます。なお、各年度の1期分の納期限までに一括納付していただくと、納期前に納付した納期数に応じた割合で算出した一括納付報奨金が交付されます。

■排水設備工事は指定工事店へ

下水道への接続工事は、市指定の「排水設備指定工事店」でのみ行うことができます。

問 下水道課 ☎ 0299-48-1111

- ▶受益者負担金のこと 業務係（内線 2122・2121）
- ▶接続工事や融資あっせんのこと 管理係（内線 2125・2126）

■助成制度をご利用ください

公共下水道に接続するには工事費などの費用がかかります。市はそうした費用の支援制度を用意しており、工事費の助成があります。ぜひご活用ください。法人・事務所の場合や、住宅新築に伴う工事は対象外です。

▶排水設備等設置工事資金助成金

新築ではない個人宅が対象です。「従来制度」「拡充制度」の2種類があります。拡充制度は、これまで下水道が使用可能になってから3年以内の方が対象でしたが、令和5年度から4年目以降の方も対象になりました。各助成要件が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら ▶ ID 007009



従来制度

下水道が使用可能になってから	助成額
1年以内	4万円
2～3年以内	2万円

拡充制度（一定の要件を満たす方）

下水道が使用可能になってから	助成額
1年以内	最大 35万円
2年目以降	最大 33万円

※拡充制度の助成額は、対象工事費か最大助成額のいずれか少ない額となります。

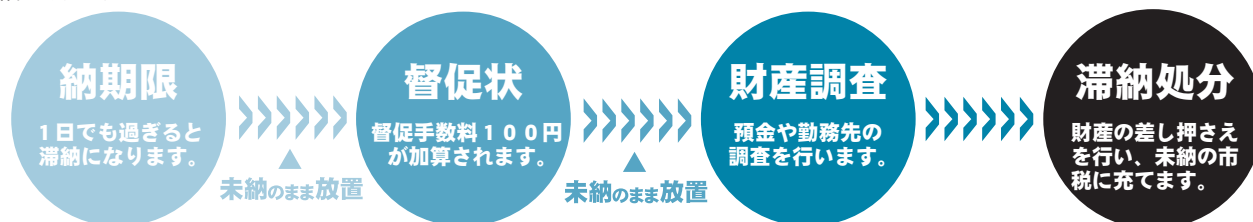
▶水洗化工事資金の融資あっせん

水洗化工事に係る借入金の利子分を市が一部補助する制度です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



一斉催告実施中！未納の方に催告書を発送しています

■滞納処分の流れ



税金は決められた期限内に自主的に納めていただくものです。未納のまま税金を放置した場合、事前に知らせることなく財産調査や滞納処分を行います。（病気や失業・生活困窮など、やむを得ない事情で納付が難しい場合はご相談ください）

問 収納課 ☎ 0299-48-1111（内線 1186・1187・1188）